

一八世紀末葉のマニラの中国人移民社会 —そのカトリック化の実態を中心に—

菅谷成子

1. はじめに

フィリピンにおける国家意識の形成を考える場合、まず、スペインによる植民地化が、南部イスラーム地域を除いて、どのような形態にせよ、「国家」と呼べるものが成立していなかった時点で開始された点を見逃すことはできない。すなわち、その当時のフィリピン諸島では、バランガイ——血縁関係を基底に置き、債務・互酬関係によって規定された小規模な社会集団——が、ほとんど唯一の地域の政治的統合形態だったのである。それゆえ、1896年に始まった革命運動がその頂点を迎え、まさに宗主国スペインからの独立を達成しようとしていた時、その指導者にとって、独立を達成すべき領域は、スペインによって植民地「フィリピーナス (las Islas Filipinas)」として設定された地理的空間であった。つまり、スペインが実効的に支配を及ぼしてきたのかどうかは別として、その地理的空間が、所与あるいは自明のものとして受容され、それがすなわち独立国家フィリピンの領域とされたのである。¹⁾

それでは、独立国家の構成員であるフィリピーノ——フィリピン人——は、やはり、革命運動の指導者にとって、自明のものとして存在していたのであろうか。結論から言えば、1899年のフィリピン (マロロス) 共和国の発足時点においては、その国民は、おおむね、スペイン植民地「フィリピーナス」の住民すべてと観念されていた。すなわち、基本的に、民族系統や言語集団を問わないものだったと言えるが、その根底には、言語集団や社会階層の違いを越えて、フィリピン諸島民を結び合わせる基盤としてカトリシズムがあったことを指摘しておきたい。すなわち、スペインによる植民地支配とカトリシズムの受容が共通の民族的経験として認識されるに至っていたのである。²⁾

ところで、「フィリピーノ」という語自体は、本来、クリオーリョ (インディアス生まれのスペイン人) の一種として、フィリピン諸島生まれのスペイン人を指す言葉であった。しかしながら、19世紀中葉の現地系 (メスティーソ [混血人] が中核をなしていた) 在俗司祭の権利擁護運動に始まって、世紀末の革命に連なる民族主義的運動の昂揚のなかで、「フィリピーノ」は、次第にフィリピン諸島住民一般を包摂するものとして浮かび上がってきた。そして、最終的に独立国家フィリピンの国民を指す語に生まれ変わったのである。³⁾ そのなかで、1899年に成立したフィリピン共和国に、現代にも繋がる国家の基本的枠組みを与えたのは、中国系を初めとするメスティーソを主体とした有産知識層であった。これらの有産知識層は、現代のフィリピン共和国においても、政治・経済を初めとするあらゆる分野に大きな影響力を保ち

続けているのである。⁴⁾

それゆえ、筆者の主要な関心は、中国系を初めとしたメスティーソの有産知識層が、いかにしてフィリピン植民地社会に存在することになったのかということである。そのなかでも、メスティーソの大宗を占めた中国系の人々に焦点をしばってこの問題を考えていきたい。筆者は、別稿で中国系メスティーソの興隆の原点として、18世紀中葉のアランディア総督による非カトリック中国人の追放、ラオンおよびアング総督による対英協力中国人の追放と新規移民の途絶を取り上げ、それぞれの歴史的意義について詳細な検討を行った。⁵⁾ そのなかで、これらの中国人追放が、マニラを中心とする中国人移民社会をカトリックからなる定住的な社会に変容させ、その結果、中国人移民社会が中国系メスティーソを産み出す母胎としての機能を担うようになったことを明らかにした。さらに、中国系メスティーソが、マニラの中国人商人が束ねる物産集荷網を活用しつつ、商業的に勃興した道筋を示した。本稿では、まず、その当時のマニラを中心とした中国人移民社会の変容の要点を示した後、カトリック化した中国人移民社会の実態を、いくつかの事例を通して明らかにし、最後に、フィリピンの国家意識の形成を考察する手がかりとして、中国系メスティーソをめぐる若干の問題を整理しておきたい。

2. 18世紀中葉の中国人移民社会の変容

スペインのインディアス支配は、カトリシズムの布教およびその護持に支配の正統性を置くものであった。したがって、インディアスの一部、すなわち、ヌエバ・エスパーニャ（メキシコ）副王領に組み込まれたフィリピン諸島においても、支配下の諸島民の「魂の征服」、すなわち、世俗の植民地支配と一体化してカトリシズムの普及が進められた。植民地首府マニラの建設以降、福建—マニラ間の中国帆船貿易の拡大にともなって増加した中国人移民も例外ではなかった。しかしながら、中国人への布教・改宗事業は、主として、ドミニコ会がその任に当たっていたのであるが、それは、遅々として進まなかったのである。

これには、さまざまな要因が考えられるが、まず第一に、マニラを中心として形成された当時の中国人移民社会が、おおむね出稼ぎ型の社会であったことが大きい。すなわち、中国帆船貿易従事者を含めて多くの中国人移民が、より良い経済機会を求めて、マニラに来往したのであるが、少数を除いて、永住を目的としていたわけではなかったのである。特に、早期の宣教師たちが、カトリックに改宗した中国人に対して、断髪を強制するなどしたことは、将来、帰国することを希望していた大多数の中国人にとって、はなはだ不都合なことであった。⁶⁾ 第二に、中国人移民にとって、カトリックに改宗することの有利さが必ずしも明らかではなかった

ことがある。フィリピン政庁は、中国人居住区パリアンを設けて（1581年）、非カトリック中国人をそこに住まわせることを原則とし、カトリック中国人のうち現地女性と結婚した者については、ビノンド地区を初めとしてパリアン外居住を認めた。しかしながら、非カトリック中国人も、日中パリアン外に出ることは、おおむね自由であったし、さらに、遠隔地へも政庁の許可を得れば赴くことができたのである。⁷⁾ パリアンおよびその周辺地域を主な活動の場としていた一般の出稼ぎ中国人にとっては、これで十分であったと思われる。

ところが、18世紀中葉の2回に亘る中国人追放を経て、マニラを中心とした中国人移民社会は、カトリックからなる小規模な定住型の社会に変容したのである。すなわち、総体として、「脱中国人化」したといえる。一方、福建—マニラ間の中国帆船貿易に従事して、毎年マニラに来往する中国人は、パシグ川河口付近に設置されたアルカイセリア・サン・フェルナンドに収容され、原則として、滞在期間中、外に出ることは許されなかった。言い換えれば、マニラを中心として植民地内に定住するカトリック中国人（sanglely cristiano）とその社会は、季節的にアルカイセリアに滞在する異教徒中国人（sanglely infiel）と明確に区別され、前者は、総体として、植民地社会を正統に構成する一要素となる第一歩を築いたのである。フィリピン政庁の側からいえば、スペインの実効的支配の及ぶ地域において、初めて、「インディアスの全ての住民は、カトリックなるべし」という理念をほぼ実現したことになる。

カトリック化した中国人の多くは、現地女性とカトリック教会に認められた正式の結婚をして家族を形成するようになり、スペイン当局に嫡出子として認知された中国系メスティーソの子孫を残していった。

たとえば、少し時代は遡るが、ビノンド在住の中国人移民ファン・ファニオとその妻ホセファ・トマシナの娘、マリア・トマシナは、1767年当時20歳前後であったが、中国人の夫ファン・ヤオコが商用で渡航したスルー諸島で死亡したため、中国系メスティーソで19歳のフランシスコ・デル・カスティーリョとの再婚を希望した。父であるファニオは、娘の再婚に反対していたが、その背景には、フランシスコをインディオ（原住民）と見て嫌ったことがあった。しかしながら、その周辺の中国人達（すべてカトリック）が、そのようなことは気に懸けず、マリアの希望に沿ったら良いと考えていたこともあって、結局、ファニオは、マリア・トマシナの再婚を認めることになった。この一件は、マニラの司教管区（司教総代理）法廷（juzgado provisoral）の婚姻に関する審問記録に残っているが、これによると、中国人の証言等は、福建語通訳を介して行われ、署名も漢字でなされている。その一方、メスティーソであるマリア・トマシナやフランシスコらの証言等は、タガログ語通訳を介して行われ、署名はローマ字

でなされているのである。⁸⁾

これは、18世紀中葉の一例にすぎないが、ここから次のような点が読み取れる。1) 移民第一代目のファン・ファニオには、まだ、中華主義的な態度が残っていたが、結局、メスティーソである娘の希望に従わざるを得なかったこと、2) 中国系メスティーソが、婚姻などを通じて中国人移民社会から離脱していき、言語などの点でも現地化していること、3) カトリック中国人商人は、たとえば、スペインの支配が及んでいなかったスルー諸島にも交易に赴くなど、広域に活動していたこと、さらに、上述しなかったが、4) ファン・ヤオコの死亡の知らせが福建を経由して、もたらされていることから、故郷との人的ネットワークは維持されていることなどである。この当時のマニラの中国人移民社会は、カトリック化して家族を形成し、現地化する一方で、福建との人的ネットワークを維持することで、フィリピン植民地社会と福建の中国人を有機的に結び付ける要としてダイナミックに機能していたのである。

3. 18世紀末葉の中国人移民社会——カトリック化の実態——

さて、ラオンおよびアング総督による対英協力中国人の追放後、約10年を経て、1778年にバスコ総督は、新規移民の受け入れを再開した。その主たる目的は、ようやく本格的に取り組まれるようになった植民地の経済開発に中国人の農業技術や労働力、その他の技能を利用することにあった。⁹⁾そのため、移民の新規受け入れは、本来、宗教を問わないものであったが、実質的に移民は、ほぼカトリックに限られていた。それは、まず第一に、非カトリック中国人移民は、カトリックに倍する年額12ペソの人頭税を支払わねばならなかったことにある。¹⁰⁾また、カトリックに改宗しなければ、現地女性と正式に結婚することができず、原則的に、アルカイセリア内に留まらねばならなかったため、長期にわたって諸島内で活動するのであれば、カトリックに改宗するのが、中国人移民にとっても得策であった。さらに、カトリックに改宗しても断髪を強制されなくなっていたことも、中国人移民のカトリシズム受容を進める上で大きな力となっていたと思われる。

ところで、18世紀中葉以降、マニラを中心とする中国人移民社会は、総体として、カトリック化したのであるが、そのことはまた、逆説的に、名目上のカトリックが増加するということの意味していた。

実際、スペイン当局は、バスコ総督を含めて、新規の中国人移民が真のカトリックであるのかという点については、疑念を抱くようになっていた。すなわち、かれらが商業あるいは居住上の便宜のために、名目的に、カトリックに改宗したのではないかということであった。それ

を裏付けるように、カトリックに改宗したとはいっても、多くの中国人は、道教系と思われる信仰や儀礼を初めとして、固有の風俗習慣を保持していたようである。¹¹⁾

たとえば、マニラの司教管区法廷のフランシスコ・ドゥラナは、中国人のカトリックへの改宗の実態をおおよそ次のように述べている。すなわち、諸島に残留を希望する異教徒の中国人は、カトリズムを不正に利用する。中国人は、カベシーリャ (cabecilla; 中国人移民社会の頭領) の協力を得て、たとえば、乗船すべき中国帆船が出航する時、姿を隠し、瀕死の病を装い、死床での洗礼を受ける。数日後、その中国人は、親方を探して仕事に就き、親方はカベシーリャと協力して、その中国人の生活を支えるのである。その結果、カトリックとして課税台帳 (padrón) に記載され、定住することができる。しかし、このようにして、カトリックとなったため、中国で異教 (gentilismo)、あるいは、偶像崇拜 (idolatría) にまみれて過ごしていた時よりも、ずっとふしだらな生活を送っている。まったくカトリックとしての義務を果たさずにいるのである。¹²⁾

そのなかで、1788年には中国人移民社会がフィリピン政庁に、パリアン聖堂区主任司祭アグスティン・デル・ロサリオ神父を訴える事件が起こった。かれらは、神父の態度が抑圧的であるとしたうえで、福建語を理解する司祭のいる別の教会でミサに与り、告解したい。また、年に一度の聖体拝領のみ、パリアン聖堂区教会で与りたいと請願した。そのため、ペレンゲール・デ・マルキーナ総督は、中国人の要求を容れて、パリアン聖堂区教会でのミサに出席することを強要せず、また、デル・ロサリオ神父に告解することを強制しないこととした。¹³⁾

それに対して、司教管区法廷は、上申書を提出して、総督の裁決を覆えすよう求め、デル・ロサリオ神父の態度が問題ならば、まず、正式に司教管区法廷に訴状を提出しなければならないとした。そのなかで、中国人が諸島に留まることを希望するのは、俗世の打算のためであることは、明らかである断言した。すなわち、かれらは、道教の神像図 (estampas de sus idolos) のあるところで間断なく会合する一方、四旬節や金曜日の小齋を実践しない。つまり、中国におけるよりずっと自由な生活を求めて、主任司祭に対して不平を言っているのである。かれらの生活は堕落しきっており、女性と同棲している者もいる。しかし、このような生活を改めるよう諭しても全然平気である。そういったことから、これらの中国人が、現地の一般住民に及ぼす害毒の大きさがわかる。それゆえ、トンド州の長官 (corregidor) に権限を与えて、中国人を督励して、指定の日時にパリアン教会でミサに与らせ、カトリックの教義と信徒としての義務を学ばせるようにし、違反者には、罰金を科すことにしたいと述べられている。¹⁴⁾

以上の上申書等の内容には、デル・ロサリオ神父を擁護するという事情もあって、誇張も含

まれていると思われるが、ある程度、中国人移民のカトリック信仰の実態を反映していると考えられる。ただ、ここで注意すべきことは、この上申書が中国人移民社会がパリアン聖堂区主任司祭を訴えるのであれば、「まず、正式に司教管区法廷に訴えなければならない」としている点である。すなわち、カトリック教会の裁治権と総督に代表される世俗の権力（司法権）との確執を背景に、中国人移民社会が、前者による「文化（宗教）的圧迫」に対抗するため、後者に接近することがあったことを示しているからである。¹⁵⁾

それでは、中国人移民の現地化の柱ともなった、現地女性との結婚による家族の形成についてはどうであろうか。アランディア総督の非カトリック中国人追放以降、植民地に定住することを選択した中国人は、カトリックに改宗し、次々と現地女性と教会に認知された正式の結婚をしたが、これらの中国人のなかには、故郷福建ですでに結婚していて、さらに子を儲けていた者も少なくなかった。「両頭の家」が実践されていたのである。¹⁶⁾当初、スペイン人は、一夫多妻婚の存在を必ずしも明確に認識、あるいは、問題にしていなかったようである。それには、カトリックとしてすでに結婚しているのでなければ、重婚には当たらない、すなわち、改宗以前の結婚は一夫一妻制の埒外とする態度があったのかもしれない。いずれにせよ、1750年代-60年代においては、在住中国人カトリックの結婚申請は、形式に則っていれば、司教管区法廷での審問の際、ほとんど問題とされることもなく、許可されていた。¹⁷⁾

しかしながら、次第に、植民地でカトリックとして結婚生活を送っている多くの中国人が、改宗以前とはいえ、すでに故郷福建で結婚していることに、疑義が差し挟まれるようになった。それは、端的に言えば、中国人がカトリシズムを受容する動機に不純なものがあるという観念と密接に結び付いていた。たとえば、先述のフランシスコ・ドゥラナは、これらの中国人は、現世の欲望のために、受洗し、すなわち、中国にすでに妻が、場合によっては、複数いるにもかかわらず、マニラで結婚を申請するのは、単に妾を得たいがためなのだと言及した。¹⁸⁾そういった事情を反映して、司教管区法廷での中国人の結婚申請に対する審査もそれにともなって厳しくなっていった。また、偽名などによる結婚申請も発覚したため、司教管区法廷で中国人が、結婚申請にかかる審問を受ける条件として、まず、本人確認のために政庁からの定住許可証を提示することが要求されるようになった。¹⁹⁾

その一方で、スペインの聖・俗両当局は、これらの定住中国人が、一般に、カトリックとして現地住民（naturales）と同様の服装を身につけ、十字架を所持するなどして、容易に現地社会のなかに溶け込んでしまい、かれらの動静を把握することが困難であると認識していた。²⁰⁾そのため、中国人移民が、現地住民と同様の服装をすることを禁じて区別を明確にしようとし

た。それは、一つには、司教管区法廷の見解にみられるようにカトリック教会・聖職者の側では、「名目的な」カトリックである中国人が、現地社会の一員として一般住民と不断に接触することによって、一般住民が被る「害毒」を予防しなければならないという立場からであった。しかしながら、より現実的には、植民地政庁の財源の一つとしての人頭税を初めとする租税の徴収が滞るからであった。それゆえ、中国人移民が、定住許可証や地方居住許可証等を不正に使用したり、所持したりしないように、トンド州長官（corregidor）やアルカルデ（alcalde de naturales; 末端の行政の単位である町（pueblo）の長、19世紀におけるゴベルナドールシリョ〔gobernadorcillo; 現地住民の有力者からなる町官吏の筆頭〕にほぼ等しい）等の協力も要請して、常に監視する体制をとっていた。²¹⁾ そのため、人頭税徴収の基礎となる課税台帳は、マニラおよびその周辺にあっては、パリアン聖堂区主任司祭が中国人移民社会のカベシーリャの協力を得て、正確なものを作成することになっていた。

しかしながら、カベシーリャが協力的であるとは限らなかったようである。なかでも、1788・89年当時、筆頭カベシーリャ（cabecilla principal）を務めていたフランシスコ・パイガン（班支果施沛源）は、中国人移民社会とパリアン聖堂区主任司祭アグスティン・デル・ロサリオとの確執も関係していたと思われるが、課税台帳作成のために、一度も聖堂区司祭に会おうとしないと非難されている。²²⁾

4. おわりに

カトリックに改宗した中国人移民の信仰の実態は、仮に非難されるようなものであったとしても、現地女性との正式な婚姻を通して、確実に、よりカトリック化した、すなわち、より現地化した中国系メスティーソを産み出していったことは否定できないであろう。また、これらの中国人のなかには、その死に直面して、カトリックとしての形式に則って遺言状を作成した者も少なくない。内容は、主として、商業上の決算に関連する事項が詳細に述べられており、筆頭遺言執行人には、在住中国人を当てるが多かったようである。しかし、相続人としては、妻または子を指名して、何がしかの遺産を残している例も少なくない。²³⁾

この間、在住中国人は、小売業に従事することが禁じられていたため、中国商人は、マニラに集中して、諸島内の物産集荷販売網を束ねる卸売り業に特化していった。²⁴⁾ その一方、地方に居住する中国人は、主に農業従事者や各種の職人に限られていった。この結果、中国系メスティーソは、従来、中国商人が張り巡らしてきた物産集荷販売網を利用し、それをさらに発展させる形で地方商業に乗り出していったのである。すなわち、この時期、かれらは、信仰を同

じくするマニラの中国商人とむしろ協力関係を結び、その活動を補完する形で商業的勃興の緒についたと推測されるのである。

ところで、18世紀中葉以前のフィリピン植民地社会では、現地有力者（principal）は、スペイン当局から称号や役職等を授けられることで、その権威を高め、その地位を維持し、それをより確実なものにしていくというのが一般的であった。そのほとんど唯一の方法は、スペイン当局に協力して軍事的貢献を行うことであった。すなわち、モルッカ諸島遠征、オランダの海上活動に対する攻勢、ムスリム支配地域への遠征、中国人あるいは現地住民の反乱の鎮圧に積極的に参加することは、現地有力者にとって、軍事的分野で顕著な功績をあげてスペイン当局に認められる機会でもあった。²⁵⁾

ところが、18世紀中葉以降本格化する諸島内の経済開発政策は、従来の非カトリックの中国人移民に代わって、メスティーソを含めた現地住民が商業活動に従事することを奨励するものであった。軍事的な貢献ほど明示的ではないが、政庁の植民地経済開発政策の一翼を担うという意味で、地域間の交易活動に従事することは、植民地当局が提示する新たな価値に従うということに繋がったと思われる。今後の検討課題ではあるが、そのことが、これ以降、中国系メスティーソが地域社会のなかで、比較的容易に、従来の有力者層に代わって擡頭できた背景をなしていたのではないかと考える。

ここで、改めて、「中国系メスティーソ」の定義について考えておきたい。中国系メスティーソとは、原則的に、カトリック中国人の父親と同じくカトリックの現地女性との婚姻で生まれた混血人を指すが、また、中国系メスティーソを父親とする者もそれに含まれていた。ここで注意すべきところは、中国系メスティーソを母とする者は、中国人または中国系メスティーソを父としない限り、中国系メスティーソの範疇には含まれなかったことである。

さらに、この血統に基づく分類は、必ずしも、固定したものではなく、中国系メスティーソからインディオへの分類替えを当局に申請することが可能であった。たとえば、ホセ・リサルは、その父フランシスコが、福建移民でカトリック中国人ドミンゴ・ラムコから数えて4代目に当たっていた。しかしながら、祖父の時代に申請によってインディオとなっていたのである。すなわち、リサルは、普通、中国系メスティーソとして言及されるが、実は、法制上は、インディオであった（このことは、リサルが血統的にそして社会・文化的にメスティーソであったことを否定するものではない）。また、中国系メスティーソは、一般住民に倍する貢税を支払うよう義務づけられていたため、その能力のない者は、一般にインディオへの分類替えを申請したといわれる。²⁶⁾ すなわち、時代が下るにつれて、中国系メスティーソであるという

ことは、少なくとも、経済的豊かさを示す一つの指標ともなっていたのである。さらに、これらのメスティーソは、中等および高等教育が現地住民にも開かれるにつれて、その財力を背景に、スペイン式の教養を身につけていくことができた。

エドガー・ウィックバークは、中国系メスティーソのフィリピン近代史上における重要性を一早く指摘したが、中国系メスティーソの文化・行動様式を特徴づけるものとして、カトリシズムおよびスペイン化 (hispanization) への志向を挙げている。²⁷⁾ さらに、19世紀末葉頃までには中国系メスティーソは、その枠組みを超えて、スペイン系あるいはインディオ系の有産知識層とも提携し、利害関係を一にして、植民地フィリピンにおけるエリート層の中核を形成するようになっていた。その過程で、自らを「中国系メスティーソ」と規定する意味は、失われていったと考えられる。²⁸⁾

いずれにせよ、19世紀末葉の革命運動に連なる民族主義的運動の昂揚の過程で、宗主国スペインから独立すべき国家「フィリピーナス」の領域を確定し、その国民「フィリピーノ」の生成過程において、思想的にその中核を担ったのは、中国系を初めとするメスティーソであった。ベネディクト・アンダーソンが指摘するように、現代のフィリピン共和国が抱えるナショナリズムをめぐる問題は、まさしく近代国民国家における理念としての「国民」とは相入れない、ホセ・リサルらに代表される「メスティーソ」が「最初のフィリピン人」となったことにある。近代国民国家フィリピンの構成員であるフィリピン人——フィリピーノ——の始源は、まさしく、“pure mix”であり、それ以上でも、それ以下でもないのである。²⁹⁾ それゆえ、現代のフィリピン社会において、かつての中国系メスティーソは、異文化集団としての中国人移民およびその子孫とは一線を劃して、全きフィリピン人として存在しているのである。

【注】

- 1) 池端雪浦「フィリピン国民国家の原風景——ホセ・リサルらの祖国観と国民観——」『アジア・アフリカ言語文化研究』46・47 (1994)、74頁。
- 2) エミリオ・アギナルドが樹立した独裁政府による1898年6月12日付の独立宣言の手稿本文では、「全フィリピン諸島の住民 (los habitantes de todas estas Yslas filipinas)」という言葉が使用されている (*June 12, 1898 and Related Documents* [Manila: National Historical Commission, 1972], p. 27); 池端前掲論文、61-63、73-74頁; Benedict Anderson, “Hard to Imagine: A Puzzle in the History of Philippine Nationalism,” in *Cultures and Texts: Representations of Philippine Society*, ed. by Raul Pertierra and

- Eduardo F. Ugarte (Quezon City: University of the Philippines Press, 1994), pp. 94-95, and 106-7. なお、フィリピン共和国がスペインの設定した植民地「フィリピーナス」の領域を継承し、カトリシズムを基調にして国民像を形成したことは、そこから排除されたムスリムによる分離独立運動・闘争へと繋がっていくのである。これについて詳しくは、池端「フィリピンの国民統合と宗教——南部ムスリムの分離独立運動をめぐる——」史学会編『アジア史からの問い』山川出版社、1991年、19-49頁、および同「フィリピン国民国家の創出」同編『変わる東南アジア史像』山川出版社、1994年、306-327頁を参照のこと。
- 3) 「フィリピーノ」という語が、いかなる思想的営為を経て、フィリピン国民を指すものとして観念されるに至ったのかについては、池端氏が前掲「フィリピン国民国家の原風景」、42-78頁で、19世紀末葉の傑出した思想家で民族英雄とされるホセ・リサールの著述を詳細に分析して跡付けている。
- 4) Anderson, “Cacique Democracy in the Philippines: Origins and Dreams,” *New Left Reviews* 169 (May/June 1988): 3-31. なお、この当時、インディオと呼ばれた民衆は、その集積的経験に根差したカトリシズムの独自の解釈に基づいて世界観を構築し、それとは相容れない、さまざまな現実の支配装置からの解放を目指して各地で運動を展開した。しかし、これらは、フィリピン革命およびそれに繋がる民族主義的運動とも連動していたのだが、それ自体は、必ずしも近代国家のビジョンに結び付くものではなかった。
- 5) 菅谷成子「18世紀中期のフィリピンにおけるアランディア総督の非キリスト教徒中国人の追放——中国系メスティーソの興隆の契機をめぐる——」『東南アジア——歴史と文化——』19 (1990) 26-42頁、および同「18世紀中葉フィリピンにおける中国人移民社会の変容と中国系メスティーソの興隆——対英協力中国人の追放をめぐる——」『東洋学報』76巻3・4 (1995)、61-91頁。
- 6) Santiago de Vera to Felipe II, 13 July 1589, in *The Philippine Islands, 1493-1898*, 55 vols, eds. by Emma H. Blair and James A. Robertson (Cleveland: Arthur H. Clark, 1903-9), 7: 92 (hereafter cited as *BR*); Domingo de Salazar, “The Chinese and the Parián at Manila,” 24 June 1590, *ibid.*, 7: 232; Pedro Chirino, “Relación de las Islas Filipinas,” *ibid.*, 12: 279; and Miguel García Serrano to the King, 1621-22, *ibid.*, 20: 232. なお、中国人に辮髪を切らせたのは、カトリック改宗への強い意思を確認すること、すなわち、帰国させないことが、その目的の一つであった。

- 7) Sebastian Hurtado de Corcuera to Felipe II, 30 June 1636, in *BR.*, 26: 139-41; and Sebastian Cavallero [de Medina], "Fiscal's Report on Sangley Licences," 1644, *ibid.* 35: 186.
- 8) Informaciones matrimoniales, 1766 - 67B, 15 - A - 2, Archives of the Archdiocese of Manila (hereafter cited as AAM).
- 9) 菅谷「バスコ総督のフィリピン植民地経済開発——中国人移民奨励と養蚕業振興策——」『南方文化』13 (1986)、47-69頁。
- 10) María Lourdes Díaz - Trechuelo, "The Economic Background," in *Chinese in the Philippines*, 2 vols., ed. by Alfonso Felix, Jr. (Manila : Solidaridad Publishing House, 1966-69), vol. 2: 1770-1898, p. 26; and Real Cédula, 14 May 1790, in Miguel Rodríguez Berriz, *Diccionario de la administración de Filipinas: Anuario de 1888*, 2 vols. (Manila: Imp. y Lito. de M. de Pérez, hijo, 1887-88), 1: 590-91. なお、その当時、マニラ市参事会がパリアンやその周辺に所有していた貸し店舗の賃借代は、一ヵ月4リアルであった。したがって、1年間の賃借代は、6ペソになる (Consejo de Indias, 1828, ff. 1-10, Leg. 607, Ultramar, Archivo General de Indias)。
- 11) Bando, 18 April 1781, Bundle 14 (1696-1799), Bandos y Circulares, Philippine National Archives (hereafter cited as PNA). スペイン人の中国人の改宗の意図に対する疑念は、以前より存在していた。たとえば、16世紀末から17世紀の初めにかけて、マニラのアウディエンシア (Real Audiencia Chancillería; 司法行政院) の審議官 (oidor) で臨時総督を務めたアントニオ・デ・モルガは、次のような見解を示している。富裕な中国商人は改宗しない。中国人が改宗するのは、故郷での貧困な生活を逃れるため、フィリピンでの現世的安楽さのためである (モルガ『フィリピン諸島誌』神吉敬三訳、岩波書店、1966年、405-406頁)。また、Edger Wickberg, *Chinese in Philippine Life, 1850-1898* (New Haven: Yale University Press, 1965), p. 16 を参照のこと。
- 12) Francisco [Díaz] Durana [Arcediano] to Felix Berenguer de Marquina, Manila, 20 March 1789, Provisorato, 1784 - 1826, 7 - A - 3, AAM. なお、ドゥラナは、司教総代理 (vicario general) でかつ司教管区法廷の判事 (juez provisor) であった。
- 13) Berenguer de Marquina to Señor Juez Provisor y Vicario General, 12[18] March 1789, *ibid.* なお、デル・ロサリオ神父は、メスティーソの在俗司祭であった。
- 14) Durana to Berenguer de Marquina, Manila, 20 March 1789, *ibid.*

- 15) ここに挙げた以外にも、たとえば、中国人移民社会の有力者を含む在住中国人カトリック11名がデル・ロサリオ神父の件に関連して逮捕され、司教管区法廷の収容所に拘束されたため、妻たちが総督に訴え出た件があった。それにおいても、司教管区法廷と総督との間に確執があったことがわかる (Durana to Berenguer de Marquina, 28 April and 26 May 1790, 1784-1826, *ibid.*)。
- 16) これが実際かなりの頻度で実践されていたことは、公正証書原簿 (Protocolo) に収められている遺言状の記述からわかる (Protocolo de Manila, PNA)。「両頭の家」が果たしていた役割については、須山卓『華僑経済史』近藤出版社、1972年の95-96頁に簡潔に述べられている。
- 17) Informaciones matrimoniales, 15-A-2, AAM.
- 18) Juzgado Provisorial, 21 July, 1790, Provisorato, 1784-1826, 7-A-3, AAM; and Informaciones matrimoniales, 1790-2, 15-B-4, *ibid.*
- 19) Durana to Berenguer de Marquina, 25 November 1788, Provisorato, 7-A-3, *ibid.*; and Informaciones matrimoniales, 1788 -89, 15-B-4, *ibid.*
- 20) Durana to Berenguer de Marquina, 20 March 1789, 1784-1826, Provisorato, 7-A-3, *ibid.*
- 21) 菅谷「バスコ総督の植民地経済開発」、57頁。
- 22) Durana to Superintendente general subdelegado, 12 March 1788, Provisorato, 1784-1826, 7-A-3, AAM; Durana to oficiales reales de las Caxas de estas Islas, 15 July 1789, *ibid.*; and Protocolos, 7 March and 21 August 1789, Protocolo de Manila, PNA.
- 23) Protocolos, *ibid.*
- 24) Superior Decreto, 14 August 1782, Real Sociedad Economica, PNA; and Circular, 16 April 1783, Spanish Manila, *ibid.*
- 25) Luciano P. R. Santiago, "The Houses of Lakandula, Matandá and Solimán (1571-1898): Genealogy and Group Identity," *Philippine Quarterly of Culture and Society* (March 1990): 39-73 (hereafter cited as *PQCS*); *idem.*, "The Filipino Indios Encomenderos (ca. 1620-1711)," *PQCS* (September 1990): 162-84; and *idem.*, "The Lineage of Mójica: The Super-Principalía of Cavite," *PQCS* (June / September 1992): 93-106.

- 26) Wickberg, "The Chinese Mestizo in Philippine History," *Journal of Southeast Asian History* 5 (March 1964): 62-100; *idem*, *Chinese in Philippine Life*, pp. 33-34; and Ediodoro G. Robles, *The Philippines in the Nineteenth Century* (Quezon City: Malaya Books, 1969), p. 77. なお、リサールの母方は、スペイン系メスティーソのアロンソ家であった。
- 27) Wickberg, *Chinese in Philippine Life*, pp. 31-34.
- 28) Michael Cullinane, "The Changing Nature of the Cebu Urban Elite in the 19th Century," in *Philippine Social History: Global Trade and Local Transformations*, ASAA Southeast Asia Publication Series, no.7, ed. by Alfred W. McCoy and Ed. C. Jesus (Quezon City: Ateneo de Manila University Press, 1982, pp. 251-96; and Daniel F. Doepfers, "Tracing the Decline of the Mestizo Categories in Philippine Life in the Late 19th Century," *PQCS* 22 (June 1994): 80 - 89. なお、1884年に、貢税に代って一律の人頭税 (cédula personal) が導入されたこともまた、「中国系メスティーソ」という自己規定の解消に寄与したと思われる。また、スペイン系、インディオ系といっても、リサールの例にみられるように、中国系でないとは、必ずしもいえない。
- 29) Anderson, "Hard to Imagine," p. 109.